

平成27年宇治田原町総務産業常任委員会

平成27年11月24日

午前10時開議

議事日程

日程第1 各課所管事項報告

○総務課所管事項

- ・宇治田原町地域防災計画修正（素案）概要について（継続）
- ・宇治田原町情報伝達システム整備基本構想（案）について（継続）
- ・平成27年度宇治田原町総合防災訓練の総括について

○税務・会計課所管事項

- ・軽自動車課税事務共同化の概要について（京都地方税機構）

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	11番	谷口重和	委員
副委員長	2番	内田文夫	委員
	1番	稲石義一	委員
	4番	安本修	委員
	6番	青山美義	委員
	10番	上林昌三	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課長	小西基成君

総務課 危機管理担当課長	清水 清 君
企画・財政課企画課長	奥谷 明 君
企画・財政課課長補佐	村山 和 弘 君
企画・財政課 庁舎建設準備室参事	下岡 浩 喜 君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久野村 観 光 君
庶務係長	岡崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における総務産業常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者を初め委員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、先月末の視察研修につきましては、大変ご苦労さまでございました。有意義な研修となったと思っております。

本日は、建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管に係る報告事項がないことから総務課、企画・財政課、税務・会計課所管分のみを行うことにいたしたいと思っております。

また、本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ここで、今西議員と山内議員が傍聴に入っておられますので、ご報告いたしておきます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

秋も終盤になり朝晩寒さを感じるようになってまいりました。皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

今月は1日に敬老会にご出席を賜り、また、8日の日は後ほど報告させていただきます防災訓練等にご参加、あるいはご出席を賜りましてありがとうございました。

一昨日の11月22日の日曜日ですけれども、いい夫婦の日ということで、禅定寺等で男女合わせて50数名の参加のもと婚活が開催されまして7組のカップルが誕生したというふうに聞いており、喜んでいるところでございます。

また、マイナンバーの件でございますけれども、通知カードは一昨日の22日、日曜日に郷ノ口郵便局に届きまして、昨日から簡易書留郵便として配達されており、数日、二、三日で配達が完了すると聞いております。詳細につきましては、後ほど奥谷課長のほうから、その他のところでご説明なりご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、公私ともご多忙のところ総務産業常任委員会にご参集いただき、ありがとう

ございます。谷口委員長、内田副委員長のもと常任委員会を開催いただき、各課の所管事項報告として、総務課から地域防災計画など3件、税務・会計課から軽自動車課税の事務共同化について報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務産業常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。

また、関係資料も事前配付しておりますので、あわせてご参照願います。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管事項報告を議題といたします。

まず、総務課所管の宇治田原町地域防災計画修正（素案）概要については、10月開催の委員会において説明を受けたところではありますが、内容が多岐にわたっていたため、今回改めて説明願ひ質疑を行うこととしていたところですが、既に資料は配付されており、委員会においては熟読いただいているものとして会議を進めていきます。

当局の説明を求めます。清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） 皆さん、おはようございます。

それでは、宇治田原町地域防災計画修正（素案）概要につきましてご説明申し上げます。

まず、これまでの経緯を簡単にご説明いたします。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき地方自治体などが防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画でございます。防災会議で作成するものとなっているところでございます。

現在、宇治田原町地域防災計画は、平成25年3月に策定されたものが最新となっているところでございますが、その後、ご存じのように東日本大震災等の大災害を踏まえまして、災害対策基本法等の法律が改正され国や京都府でも計画の改定などさまざまな取り組みが進められてきたところでございまして、本町におきましても本年度改定作業を進めているところでございます。

先般、10月19日に防災会議を開催いたしまして、今回の計画修正方針や修正スケジュールについてご承認をいただき、このたび、その修正方針に基づき地域防災計画の

修正を行っているところがございますので、その概要につきまして、現時点での考え方をご説明させていただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料、宇治田原町地域防災計画修正（素案）概要をごらんください。

まず、1 ページ目に、I、宇治田原町地域防災計画の修正ポイントといたしまして、大きくは、（1）避難体制の整備、（2）要配慮者支援体制の整備、（3）その他という記述を上げているところがございます。

今回の修正は、特に以上の3点を中心に、現在の計画をベースに必要な追加、修正を行う事前修正を行ったところがございます。したがって、主な修正点につきましては、ここ2年間で改正をされました法律の内容や国の防災基本計画、京都府の地域防災計画に内容を合わせていくことを基本としております。

そこで、平成25年6月に改正されました災害対策基本法において、市町村地域防災計画に定めなければならなくなった避難所と緊急避難場所、避難行動要支援者名簿の作成等、要配慮者支援に係る計画について、特に検討を加え見直しを行いました。

（1）避難体制の整備の基本的な考え方は、これまでの計画では避難対策は一くくりとしてきましたが、避難行動と避難生活に区分して整理するよういたしました。

また、一時避難所、広域避難場所、避難所と区分してきた避難場所を法の定義に合わせて、指定緊急避難場所、また指定避難所に位置づけし直しております。具体的には、お手元の新旧対照表6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

その6ページの中ほど、第10節、避難に関する計画でございます。

ここでは、法改正、また国の「避難勧告等判断・伝達マニュアル」の改正によりまして、避難と避難施設の定義を追加しているところがございます。

まず、避難の定義といたしましては、先ほども申し上げましたが、避難と申しておりましたものを避難行動と避難生活に区分しております。避難行動とは、立ち退き避難と屋内での安全確保措置というふうには、アとイというふうには上げられておりますけれども、立ち退き避難につきましては、緊急避難場所へ避難することを言いまして、土砂災害の危険がある場合は原則として立ち退き避難とするところがございます。また、屋内での安全確保措置ということで、住宅の2階等の場所で安全を確保することを言います。水害の危険がある場合で、浸水深が比較的小さい場所や避難が夜間に及ぶ場合に屋内安全確保措置を活用すると、いわゆる垂直避難と呼ばれるようなところの説明でございます。

（2）の避難生活でございます。避難生活につきましては、被災後に被災者が安全な

指定避難所で生活することをいうというふうに定義したところでございます。

その下、次のページ、7ページの一番頭ですけれども、避難場所及び避難所の定義について説明をさせていただきます。

(1) 避難場所でございますけれども、災害が発生するおそれのある場合、または災害が発生した場合、いわゆる緊急時でございますけれども、そういった場合に安全を確保するために住民が避難する場所を避難場所と定義したところです。また、災害の危険が切迫した場合に住民の安全を確保するものとして、町が災害対策基本法施行令で定める基準に適合する避難場所として指定した施設を、先ほども言いましたけれども、指定緊急避難場所といたします。

(2) の避難所でございます。災害により被災された住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間、生活をする場所を避難所と定義しております。また、災害が発生した場合に住民の安全な避難生活を確保するものとして、町が政令で定める基準に適合する避難所として指定した施設を指定避難所としたところでございます。

もう一つの避難行動、第3の避難行動計画というところで説明をさせていただきます。避難行動計画につきましては、災害が発生するおそれのある場合、または災害が発生した場合、いわゆる緊急時に住民が安全を確保するために避難する行動、こちらを避難行動というふうに定義をしております。

また、1の避難計画の作成ということで、町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難行動を行えるよう、あらかじめ避難計画を作成いたします。避難計画につきましては、町全体に係る計画と、必要に応じて地域ごと、地区ごとの計画を作成すると。また、防災上重要な施設の管理者は、避難計画の作成に努めるというふうに法の改正で定められたところでございます。

1ページめくっていただきまして、中ほどに避難場所の整備計画でございます。

整備方針といたしましては、風水害、土砂災害、地震災害に対する避難場所は、下記の基準に沿って選択するとしております。

アの一時避難場所、一時避難場所は広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所と位置づけをいたしております。イの広域避難所につきましては、風水害・土砂災害には、風水害から避難者の生命の安全を守る施設とする。また、大規模災害時には、家屋の倒壊や地震後に発生する火災から避難者の生命の安全を守るオープンスペースとするということで定義をしております。

次のページですけれども、9ページの真ん中ほど、3の指定緊急避難場所の指定でございませう。

災害の危険が切迫した場合に住民の安全を確保するため、町は、災害対策基本法施行令、何度も出てきますけれども政令です、で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所に立地する施設を、洪水、土砂災害、地震の別に、管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所として指定し、住民及び自治会に対して周知徹底を図るとともに、京都府知事に報告するというところでございませう。

(1) 災害種別ごとの指定緊急避難場所の指定方針でございませう。

アとしまして、洪水時の指定緊急避難場所の指定方針といたしましては、アとイに分かれておりまして、(ア)としまして、風水害時に洪水により浸水が想定される地域において、洪水の浸水深が50センチ、0.5mを超えない区域に立地する広域避難場所を指定緊急避難場所として指定する。また、(イ)洪水による浸水が想定されない地区については、洪水時の指定緊急避難場所を指定しないということ定義をしております。

イの土砂災害、土砂災害には崖崩れ、土石流、地すべり等がございませうが、土砂災害時の指定緊急避難場所の指定方針でございませう。こちらも(ア)と(イ)とございませうけれども、(ア)風水害時に土砂災害が想定される地区において、土砂災害に対して安全な区域に立地する広域避難場所を指定緊急避難場所に指定し、なお、地区内に土砂災害に対して安全な避難場所がない場合については、地区外の安全な広域避難場所を指定緊急避難場所に指定することとしております。(イ)風水害時に土砂災害が発生する危険のない地区については、土砂災害時の指定緊急避難場所は指定しないということとしております。

次のページ、10ページをお願いします。

ウといたしまして、地震時の指定緊急避難場所の指定方針でございませう。(ア)としまして、大規模震災時において、地震に伴う火災に対して安全な構造を有する施設、または周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある危険物等がない安全な場所に立地する広域避難場所を指定緊急避難場所に指定したいと考えております。

ちょっと飛ばしまして5番です。5の風水害に関する避難基準でございませう。

台風や集中豪雨により災害が発生し得る状況となった場合、または災害が発生した場合に、迅速に避難を行うための基準を定めます。避難基準は、雨量・水位・土砂災害警戒情報等から総合的に判断をいたします。

(1) 避難についての基本的な考え方でございます。自然による災害を完全に抑えることができないため、災害の推移に応じ、より早期に避難を開始することにより、人命の安全を守ります。

(2) 避難勧告発令の考え方です。避難勧告等発令の基準や手順を整備し、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難勧告・指示を発令することによりまして、災害時における迅速な避難を確保し住民の安全を守る。

町は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、また、避難勧告・指示を夜間に発令するおそれがあると認められるときは、早い段階で避難準備情報を発令して指定緊急避難場所を開設し、災害危険区域に居住する住民の的確な避難を確保する。また、危険な状況が進展した場合には避難勧告を発令し、これを周知徹底すると、さらに、事態が緊迫している場合等の緊急の場合には避難指示を発令する。

夜間の避難や避難が遅れて洪水等により指定緊急避難場所への避難が危険となる場合につきましては、避難時における被災を回避するため、水害の危険区域に居住する住民に対して、屋内での退避、先ほど申し上げましたけれども、住宅の2階など安全な場所への垂直避難等の安全確保措置を積極的に活用する。なお、土砂災害警戒区域等の土砂災害警戒区域に居住する住民については、人命の安全な確保をするため屋内退避措置ではなく指定緊急避難場所への立ち退き避難といたします。

○委員長（谷口重和） 清水課長、時間かかるので座って説明してください。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） ありがとうございます。

町につきましては、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるということで定義をしているところでございます。

それでは、すみません、修正ポイントですね。最初のペーパーのほうですけども、修正ポイントのほうに戻っていただきまして、次に、(2)の要配慮者の支援体制につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

(2)の要配慮者の支援体制につきましては、これまでの計画には災害時要援護者避難支援計画（全体計画）の具体化を推進するという記述にとどめていましたが、避難行動要支援者名簿を作成いたしますことや、全体計画を策定することを明確に記述するようにいたしました。具体的には、またすみません、新旧対照表のほうに戻っていただきたいと思っております。11ページでございます。新旧対照表11ページをごらんいただきたいと思っております。

そのページの下のほう、9の避難行動要支援者の避難支援計画でございます。

こちらにつきましては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時における避難行動に困難が生じる要配慮者に対して、災害時に、町、福祉関係機関、警察署、地域住民等が実施する避難支援等に関する計画を定めることによりまして、災害時による要配慮者の被害防止を図るということでございます。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制でございます。要配慮者への支援は、次に下のほうに示しております高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者及び観光客、外国人等の情報支援要配慮者等を対象といたしまして、それぞれのニーズに対応した支援体制を整備するという方針を定めております。

1ページめくっていただきまして12ページでございます。

(2) 避難行動要支援者避難支援計画の策定でございます。町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理いたしまして、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を町地域防災計画、まさに今つくっているものでございますけれども、の下位計画として策定をいたすというところでございます。

その下、(3) 避難行動要支援者避難支援の実施体制、こちらにつきましては、避難行動要支援者避難支援は、町、また民生委員児童委員、介護保険事業者等の福祉関係者、区自治会、自主防災組織が相互に連携して実施するというところで定めております。内容につきましては、その下にアからウまでで記載しているところでございます。

ちょっと飛びまして(4) 避難行動要支援者情報の把握と避難行動要支援者名簿の作成でございます。町は、避難行動要支援者として想定されます高齢者、障がい者等の情報について、日ごろより、個人情報保護に配慮しつつ収集をいたしまして、関係者間で情報の共有を図っていくというふうに定めているところでございます。

このように、法律の改正などに伴いまして、国の防災基本計画、京都府の地域防災計画で大きく変わったところを本町の地域防災計画にも反映をしているところでございます。

続きまして、修正ポイントのほうです。修正ポイントの3でございます。

修正ポイントの(3) その他の項目といたしまして、修正ポイントのペーパーの中の2ページ以降でも上げております主なものを示しております。

1ページ目のほうで説明させていただきます。

まずは、特別警報に関する記述の追加、それから、防風・竜巻等災害予防計画の追加、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成、地区防災計画作成の推進の追加、防災活動

体制の追加、広報計画の充実、給水計画の充実、観光客保護・帰宅困難者対策計画の追加、被災者相談窓口の設置、被災者台帳の作成等の追加、災害復興計画の策定の追加、住宅復興対策、風評被害対策の追加、最後に、南海トラフ地震防災対策推進計画の記述の修正。失礼、まだあります。特別警報に関する記述の追加、そして、南海トラフ地震防災対策推進計画の記述（東南海・南海地震防災対策推進計画）の修正など、その他として、こういった項目につきまして主に修正をしているところでございます。

また、その他、必要な時点修正として、京都府や防災関係機関の組織名称の全般的な見直しや数値データなどの修正を行っております。

また、具体的な計画の中身につきましては、現在、修正素案をたたき台といたしまして、京都府をはじめといたしまして防災関係機関、また本町の関係各課に意見照会を行いまして、1月には修正案を取りまとめて防災会議に提出したいと考えております。また、防災会議でこの修正案の内容をご承認いただけましたらパブリックコメントを行いまして、必要な修正を加え、3月には最終的な計画として取りまとめていきたいというふうに考えておるところでございます。説明につきましては、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 災害種別ごとの避難所の指定みたいなのがあったね。これは別表みたいなところにありますよとあって、新旧やら見たら書いてあるねんけれども、今でいう一次避難所とか二次避難所とか言われている分で広域対応の分、それごとに変えていくような部分というのが、各地域でいえばあるのかないのか。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） 現在、地域防災計画のほうの素案をつくりまして、まだ最終的なところまでは至っておりませんが、従来からあります一時避難場所、各公民館につきましては、そのまま地域防災計画にもうたっていききたいというふうに考えております。

先ほどから説明しております指定緊急避難場所なり避難所につきましては、法の施行令の基準に基づきまして、風水害時の場合と震災時の場合で使える避難場所なり避難所をわかりやすく説明した図であらわしていきたいというふうに考えているところでございまして、ちょっとまだ最終的な確認が各関係機関も含めてできていない状況でございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） この土砂災害の場合、おそれがあるところとおそれがないところはもう指定しないと、土砂災害で私ら住んでるところの部分でいえば、土砂災害の真っ直ぐまっかっかのところに地区公民館があって、それが一時避難所になつとるんやけれども、風水害についてはまあまあこの川から離れておるんであれやけれども、そのまっかっかの地域のエリア内にある分については、種別ごとでいえば異なる避難所を、避難場所と避難所というのを指定する必要があるのかなと。それは、それぞれの地区にそういう該当するところがたくさんあるのではないかなと思うんやけれども、それが今度の地域ごとのマップなんかにあらわすときに、種別ごとのというのが私の期待するところだったんですけれども、その辺はどのように考えておられるのかなということなんです。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） ちょっと今、私の説明が足りなかった部分もございまして申しわけなかったんですけれども、その災害の種別ごとに、何度も申し上げて申しわけないですけれども、風水害では使えない場所、震災時では使える場所というのが出てくると思います。繰り返しになりますけれども、一時避難場所につきましては、一時的に皆さんが集合して避難所に避難をしていただく場所ということで、そのまま残してはどうかということを実時点では考えておまして、そこから避難場所なり避難所に避難をしていただく。その場所につきましては、今後も含めましてしっかりと災害の種別に応じて場所を選定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そういう一時避難所と今まで言われていたやつが、そういう指定の避難場所なり避難所になったりするときに、今言っているあらかじめ想定がされる部分について指定しておくわけですからね。だから、想定されるところというのは、きっとそういう土砂災害であれば、その危険度が高いところやと。風水害についても、先ほど言われた50センチまでのところに指定するんやということであれば、それ以上のところというのは今もってあれば、その危険水域にあれば、あらかじめの指定も困難ではないかなとそういうふうに思ってたんで、また、そういうことも含めて地域ごとに検討されたらいいのかなというふうに思います。

それと、避難所の運営について書いておるところがありますね、運営。避難所開設して、町がこういう役割しますよとか、自治会はこういう役割、福祉団体はこういう役割

しますよということがあるんですけども、今後そういう自治会なり、自主防災なりには、そういう運営の方針なり計画なりをきちっと落としていくということになるのでしょうか。どういうふうにして、そういう自治会とか町内会に周知徹底しておきはるのかなど、この辺の方法、方策についてはどうなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） ただいま11区に自主防災会の自主防災組織のほう、立ち上がっているということもございますので、また、自主防災会連絡会ということも組織しております。また、そういった中で、各地区に応じた避難場所なり避難の仕方、避難行動とか、十分に町のほうとお話し合いをさせていただく中で、一番安全であろうというところで避難所なり避難場所の選定のほうをしていきたいというふうに考えてるところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 指定避難所の運営はというのが、この新旧対照表の29ページの一番上に書いておいて、指定避難所の運営は、自治会、自主防災組織、避難者等が中心となって運営することを基本とするというふうに書いていますね。これ、防災会議のほうでこういうことがきちとうたわれて基本とすると。そんなんかなんというところは多分ないやろうと思うんですけどもね。

それと避難所の責任者、学校職員及び当該施設管理者は運営の補助、支援を行い、必要に応じてボランティアの協力を得ると。こういうふうにそれぞれ東日本の震災やらでも行われたそういう開設した折のその運営をどういうふうにしたらいいかということがここに書かれているというふうに思います。

また、任務も責任者は以下に定めるということで、アからオまでであるんで、こういうことを防災会議の中で十分話し合われて、こういうことですよと自主防災会の人には言ってあげやんと、基本はあなた方でやってもらうんですよというようなことになつとるんですけども、その辺は防災会議のほうでは声は出てないんやけれども、説明されていなかったら、こんな膨大なもんやさかい、抜けてあったら地域に入って初めて、あんたところ今回こういうふうの基本とするというふうにうたいましたのでこうなんですよというふうに言わんならんでね。

私一番思っていますのは、今回は要配慮者の部分と、その名簿をこしらえたりする部分と、地域にそういう運営の主体となってもらわんならん部分とか、そういう部分を住民の方々に役割として担ってもらう部分をきちっと明らかにして説明をして、納得して、

起こったときにはこういうことをしてもらいますよと、今まで訓練の部分はこうですよと、今、訓練のことも書いていますね、いろいろ。地域の努力義務とかそういうようなことにはうたわれているんですけども、その辺はどうなんでしょうね。防災会議できちっと、これは素案をこしらえるときに、地域の方にこれからはこういうことをしてもらわなければならないですよということをきちっと言っただけでもらう必要が、知っただけでもらう必要があるんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、ただいま稲石副議長のご質問にお答えしていきたいと思います。

もう、今おっしゃったご指摘はもっともだというように考えております。もちろん今まで、避難ということで、とりあえず生命を一番にとってきたんが、今日までの東日本の大震災、あるいは世界で起こっている、あるいはまた土砂災害で起こっている水とその後の問題も非常に大きく出てるということもございますので、今、清水課長のほうから申しあげましたように、一時避難場所というのは、ここらは今までどおり残していきたいというふうには思っておりますけれども、その中での運営については、各地域のほうで大変お世話になっていかなければならない事項が多々あるというようなこともございますので、せんだっての10月19日の防災会議の中では、まだそこまでの細かいところの協議ができなかったところでございまして、ご指摘をいただきました件につきましてはもっともというふうにも思っておりますので、今後、各地域としっかり詰めていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いしたいというふうに思います。

また、その避難の方法についても非常に変わっておりまして、副議長のお膝元では、もう既に垂直避難というような防災訓練の中でもやっていたというのがありまして、まさにそういった形を今度新しく変えていかないとというふうに思っております。ひとつよろしく願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それで、今度の改正から、そういう防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者とか学識経験のある者を追加しましたよと書いておるんですけども、今も入っておられるのでしょうか。地域の方とか自主防災組織を構成する者が、防災会議に入っておられるのかどうかです。ここに書いているのは、今度から追加しましたよということなんで、従前から入っておられたら、それは、そこの組織を生かして周

知すればええんですけれども、今はどうなんでしょう。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの質問でございますけれども、今現在、防災計画会議の中には、自治会の代表として区長会長に入っておりますので、そういったところを通じてお願いする中で、各地域にもしっかり協力をお願いをしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 区長会長と自主防災会議とは異なる人格なんで、それはまた別の人をきちっとこれからやっておろしていくというのが当然のことになろうかなというふうに思います。

それと、地区防災計画を提案することというのがどこかに出てきよったんですね。この地区防災計画と個別のそれぞれが住んでいるところについての部分と、地区防災計画というのを一遍、どういう概念なんかというのをご説明願いたいんですけれども。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） 地区防災計画につきましては、各地区の自主防災会なり地域のほうで、特にその避難行動でありますとか、防災マップでありますとか、自主的に避難に対して取り組まれたそういうものを計画としたもの、それを本町の自主防災会議に提案して地域防災計画に盛り込むことが、法の改正によりできるようになったということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 地域防災計画の中にそういう地区防災計画というのがあるって、それはそれぞれごとに地区計画みたいなのを防災会議の中で協議して、この地域はこの地域はとかいって特性みたいなものがあつたらつくることもできるし、今般新たに入ってるのが、地域防災の組織、自主防災組織が提案して、私ところはこういうことでこの地域はこういうことにやっていますと、やっていきたいんですというのをくり上げて、防災会議のほうで承認を得て地区計画にのせていくと、そういう方法も今回はありますよという理解をしておいたらよろしいですか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） そのとおりでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） その辺も含めて、先ほどのやつも含めて、啓発、PRしていく必要

がありますので、その辺はより具体的に地域のほうにおろしていただきたいなというふうに思います。

それと、要配慮者のほうにいったら、昔は要援護者と言うたんか、今は要支援者と要配慮者というふうに言葉が出てきていますけれども、その名簿を作成するのは、前回の総務常任委員会では町がやりますよということで、それを個人情報のことがありますので、後々、平常時と非常時と分けて、平常時においても消防署とか自治のそういう自主防災会やらに事前に情報を伝えることができますよと。それは、本人同意があれば事前に情報を提供しておくこともできますよと。その名簿に乗っかっている情報ですね。それはそれで間違いないでしょうか。本人同意でないと、平常時なんかにも渡しておかんと、いざというときにどこに行ってもいいのかというのは地域の人にはわからないのでね。消防もそうですね、いざというときに。それはそういうことでいいんでしょうか。本人同意ということの条件のもとにということでもよろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） 副議長おっしゃられましたように、平常時におきましては、名簿は作成しておりますが公開しないと。被災時におきまして、いつでもその名簿を自主防災会の役員さんなり、民生委員さんなりに見ていただくことができるということでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それ、どこかに平常時と非常時と書いて、同意があればそこに情報提供ができると、どこかに新旧対照表で読んだことがあるんですけども、今、膨大なんでどこに書いてあったかわからんのですけれども。

それと、非常時で、災害が起こったときにその分が必要や、その避難やらしにその家に行かんなんというようなことがもう対策する者が認めたら、それは同意がなくても行きますよという条文があったと思うんですけども、その事前と、実際災害が起こってるときには、この人を助けに行かんなんといったときには、どこかの自主防災に行ってくださいというときには、そんな同意みたいなのをとってられへんわな。それはどこかにあったんですけども、平常時と非常時の事前の部分も含めて、本人同意があれば情報を渡しておくことはできますよというのがあったと思うんですけども、それは間違いないでしょうか。先ほど言わはった答弁では渡さへんということなんでしょけれども。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） ちょっとややこしい話で申しわけないんですけども、本人同意がありましたら従来どおりでございまして、平常時、災害時にかかわらず、情報の共有がそれぞれ自主防災会なり民生委員さん等とできると。法の改正によりまして、災害時といわれる緊急時におきましては、本人同意にかかわらず、名簿を公開することができるということでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それは災害基本法か何かにくたわられて、個人情報と非常時の優先順位の問題やね、個人情報とね。命のほうが大事なんで、それはもう同意がなくてもそこへ行きますよと。もうそれが法でくたわられたということやから、いけますよということですよ。

他のところは同意があればというのが、ちょっと同意があってもあかんみたいなのはさっきの答弁やったんで。それ、多分13ページの新旧のところやと思うんですけども。また教えてもらうたらいいですけども、この辺また解釈等がちょっと難しいんであれですけども。

ただ、そういうことでいえば、地域関連でそういう福祉関係とか、地域関連、ボランティアさん、その辺の部分については対住民にかかわることになりますんで、その辺の今回のシステムの変更とか地区防災計画の変更なりについてきっちり、最終的に議論して素案がきちっと成立すれば、かなりの時間なり密度で周知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、マニュアル化なんかを、避難の勧告とかのマニュアルと手順みたいな町の判断とマニュアルみたいなものが改正されていますね。その概要みたいなもの、要点をまとめたようなやつ、どういうふうに変ったんやと、いろいろ自治体によって出さなかつたり間に合わなかつたりおくれたり。今回は書いているのは、早目に出して、空打ちに終わっても、それはそれとして十分なものを役割を果たしたんじゃないかと、おくれれば命が損なわれるよりはいいですよという考え方に立ってそういう判断がされているというふうにするんですけども、勧告の判断とかやり方をここに書いているんですけども、どういうふうに変ったんかというのをわかりやすくしたものを、住民の方々、議会、議員、私らこれだけ読んでもなかなかわかりにくいんで議員にも欲しいですし、住民の方々にも、こういうふうになってるんですよというふうなものがあれば、そういうパンフレットで周知するほうがわかりやすいかなというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますけれども、まさにそのとおりでございます。もともと本町においても避難対応マニュアルというのがありましたけれども、今回の法改正によりまして大きく変わっているところがありますので、そういった点、もちろん住民の方に知っていただくのは重要と考えておりますので、そういった周知を行っていきたいというようにも考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それと京都府のほうの、ここに書いている前にいただいた10月20日の総務常任委員会のときの分で、京都府の第2次京都府戦略的地震防災対策指針が27年度を初年度として定められていますよと。最初の5年間の推進プランみたいなのを重点的にこういうぐあいにやっていきますよというのがあるんで、それとの整合も図らなければなりませんというふうに書いてあるんで、京都府の地震の防災対策指針なりそういった部分も含めて、やっぱり資料として住民の方々にも、京都府がこういうことを策定されて、今回法律が2回にわたって変わりましたよとかいうようなことも含めてわかりやすく。なかなかわかりやすくというのは、これだけの多岐にわたると難しいと思うんですけども、そこはやっぱり皆さん方の努力で、そういう国、京都府を含めた、制度がこういうぐあいに変わったんで今回こういうふうなことにさせていただいたというふうにしていただく必要があるのではないかと思いますので、もしできれば先ほどのマニュアル書なり、京都府の指針のわかりやすいやつがあれば、また議会のほうに作成していただいて提供いただいたらいいのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまのご質問でございますが、もちろんそのようにしていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 最後ですけれども、その中の広報です。広報計画というのが先ほども言われたんですけれども、その中に後ほど出てくる情報の機器のやつがありますんで、いろんな組み合わせをしながらというふうに言われているんですけれども、やはり一斉に通知が出て、住民の方が一斉に同時に避難できるのが一番望ましいことですので、そういった広報活動についても十分な計画を行っていただきたいなというふうに思います。この辺についてはどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまのご質問でございますが、もちろん、やはり今おっしゃったように一斉に避難を行っていただく、同じ行動をとっていただけるようにしなければならないというように考えております。あと、また情報伝達の計画もございまして、もちろんそういったことを重点に考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、次に、宇治田原町情報伝達システム整備基本構想（案）についても、同様に追加資料の説明を受ける中、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

当局の説明を求めます。清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） まず、10月に開催いただきました常任委員会では、資料の事前配付なしにわかりにくい説明となりまして、おわびを申し上げたいと思います。

現在、情報伝達システム整備基本構想につきましては、作成途上ではございますが、現時点での基本構想にかかります検討状況をご説明させていただきたいと存じます。

○委員長（谷口重和） 清水課長、座ってやってください。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） すみません。

それでは、お手元のA3、2枚物の資料をごらんいただきたいと存じます。

前回の常任委員会では、一般的に有用または有益と言われております防災行政無線（同報系）のメリット、またはデメリットにつきましてご説明をさせていただいたところでございます。今回につきましては、防災行政無線（同報系）も含めまして、本町の地域特性にマッチした情報伝達システムの導入検討をするため、各システムのメリット、デメリットにつきまして説明をさせていただきます。

まず、一番最初に出てきております防災行政無線（同報系）につきましては、前回もご説明をさせていただいたところでございますが、町内全般にわたり一斉に情報伝達が可能である一方で、多額の整備費用が発生するものでございます。また、現行施設で今の庁舎で親局を設置すべき災害に耐え得る場所等の選定につきましても、大変難しいも

のがあるのではないかとというふうに考えているところでございます。

その資料の2つ目です。戸別受信機として防災ラジオを活用した場合のシステム構成を示したものでございます。近年、防災ラジオを戸別受信機として導入する自治体がございます。設置費用も前回の常任委員会でご説明いたしましたように、機種の方にもよりますが、1台五、六千円から1万円程度で導入可能となっております。ただし、デジタル防災行政無線には対応しておりません。導入につきましては近畿総合通信局への申請とともに、デジタルからアナログ変換等の措置が必要となってくるところでございます。また、従来からございます戸別受信機を全戸に配布すると考えますと、さらに2億円程度の追加費用が発生してくるというところでございます。以上が、防災行政無線（同報系）なり防災ラジオを活用したものでございます。

次に、防災行政無線（移動系）でございますけれども、現在、本町でもアナログ無線で町の施設、町有の施設と消防団各支部で利用をしているところでございます。アナログをデジタル化することによりまして、プレストークボタン、受信機のボタンを押さないと交信ができなかったものですが、デジタルになりますと、そのプレストークボタンを押す必要がなくなりまして、電話感覚で大変使いやすくなりまして、また、文字の伝送などデータ通信等も行うことができます。

デメリットといたしましては、一方で電波の不感地帯、聞き取りにくい地帯では通信ができない場合がございます。といいますのは、デジタルによりますと1かゼロ、つながるかつかないかということもございまして、そういったデメリットもあるところでございます。

次に、IP告知システムでございます。こちらのIP告知システムにつきましては、既存の有線のネットワークを利用した情報システムでございます。災害時の緊急放送を構内放送施設と連携させることによりまして、集合施設内においても確実な情報伝達が可能となるところでございます。想定といたしましては、その絵の方にもございますけれども、小・中学校等放送施設を有し、さらに町との有線でのネットワークの完了しているところを想定しているところでございます。

メリットとしましては、各施設内の放送設備と連携した有線のネットワークによる伝達により、先ほどから説明しております無線とは違っておりまして、明瞭な音声での伝達が可能となります。防災行政無線（同報系）では、戸別受信機を同時に導入した場合でも屋外にいる人につきましては、いわゆるラッパからの音声、戸別受信機では家の中におられる方には伝わりますが、学校施設等の中の施設の中では瞬時に伝わらないということ

もございまして、防災行政無線（同報系）を補完する情報伝達手段として導入をしている自治体も近隣で見受けられるところがございます。

デメリットといたしましては、有線ということでございますので、もし地震等で断線いたしますと使用できなくなるというデメリットもございます。

続きまして、伝達制御システムでございます。伝達制御システムにつきましては、情報の一括配信をするシステムでございます。災害時における情報伝達につきましては、多種多様な手段を用いることが肝要であると思っておりますが、いざ災害が発生したとき、大変業務がふくそうし、業務がまた集中しまして情報を発信する職員の確保は非常に困難になることが想定をされます。このシステムを導入いたしますことによりまして、1回の操作で複数の伝達システムへの情報配信が可能となるものでございます。デメリットといたしましては、情報伝達システムにあわせましたコンピューターと外部キーとのデータのやりとりをする、いわゆるインターフェイスモジュールと、一塊の部品でありますけれども、こちらのほうが追加が必要となり、それに伴う経費もかかってくるところでございます。

続きまして、長距離スピーカーでございます。長距離スピーカーにつきましては、先ほど説明をいたしましたけれども、IP告知システムと連携して設置することが可能でございます。施設の屋上等に設置することによりまして、従来まであったスピーカーの2倍から3倍の距離まで明瞭に音を伝えることが可能となります。

メリットといたしましては、防災行政無線とは違いまして、スピーカーの近くで音量を抑えまして、また遠くには明瞭な音質で伝達することが可能でございます。近隣の市町村で聞いておりますと、防災行政無線（同報系）では、いわゆるラッパの近くにおられる方は非常にうるさいというような苦情がありまして、逆に、そのラッパから遠いところの方によりましては聞こえにくいというようなデメリットがあったわけですが、こちらのIP告知システムでは、そういったことが解消できるというふうなメリットがあるところでございます。

デメリットといたしましては、従来のスピーカーより大型となりますことから、設置できる場所が、例えばその施設の屋上であるとかいった場所に限定されるところでございます。

続きまして、デジタルサイネージ、余り耳でお聞きすることが少ないデジタルサイネージというものですけれども、こちらにつきましては、大きなまちですね、京都駅とか、駅周辺で見かけることがあるんですけども、大型のディスプレイで情報を発信するシ

システムでございます。ただ、本町ではそういった多くの人が集まれる公共的な空間でありますとか公共交通機関、大きな電車等の交通機関等が集合施設と呼ばれるものがございませんことから、設置効果はほとんどなく、本町での導入メリットは少ないのかなというふうに考えているところでございます。

その下のコミュニティ放送につきましても、放送設備を新たに準備する必要があります。また、新規の開局は非常に難しいというふうにも聞いております。こちらにつきましても、導入メリットについては、本町では少ないのではないかというふうに考えております。

CATV、ケーブルテレビでございます。こちらにつきましては、以前、笠置町のほうでも導入されていたんですけれども、笠置町につきましては、アナログからデジタルに変わるのに合わせて配信をされておりますけれども、こちらにつきましても、あらかじめ回線を個別に敷設する必要がございます、こちらも新規での運営は非常に困難ということでございまして、同じく非常にメリットが少ないツールではないかというふうに考えてございます。

続きまして、防災ラジオでございます。少し先ほども説明したところでございますけれども、防災行政無線（同報系）の戸別受信機といたしまして、緊急放送時にはたとえ電源が切れていまして自動起動いたしまして、最大音量で放送を流すことができるということでございます。ただし、先ほども言いましたけれども、近畿総合通信局の許可が必要となりますことから、導入については不透明な部分があるのは事実でございます。

それから、その下、地上アナログテレビもう廃止になって、今はデジタル放送しかないんですけれども、その未使用であります帯域を利用しておりますV-Lowと呼ばれる部分です。それと今はほぼ使っておられない、昔はよくありましたけれども、ポケベルの帯域であります280メガヘルツの帯域につきましては、この帯域を利用して、今後の実用ベースに向けまして現在実証事業として検証中ということでございまして、聞いているところでは来年度以降から実証事業を順次進められるということでございまして、現時点ではいつからこのサービスが開始されるかというのは未定となっているところでございます。

また、その下の土砂災害対策支援システムにつきましてもでございますけれども、これにつきましては、自治体が避難勧告等を発令する際の判断などに活用できます情報を視覚的に提供するシステムということでございまして、先ほどのV-Low、ポケベルの280と同じく、現時点では実用ベースに乗っておりませんので、こちらもいつの時

点からサービスを開始されるかは未定となっているところでございます。

今後、今まで説明しました情報伝達手段につきましては、ますます多岐にわたります。選択肢がふえてくるものと考えておるところでございまして、情報伝達システムの整備につきましては、先ほど説明しましたそれぞれのシステムの有効性、また課題等を十分に検討いたしまして、議会のご意見もお聞きする中で、本町にとって必要な伝達システムについて、段階的な導入を目指して取り組んでいくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

また、先ほど来、説明しております実証事業として上がっているシステムにつきましても、そのサービスの開始に合わせて、今後、中長期的に計画の見直しも必要になって来るのではないかと考えているところでございます。

以上を宇治田原町情報伝達システム整備基本構想の説明とさせていただきます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 前回、これ、もらいましたね、これの今のシステムを説明していただいて大体わかったんですけども、ページ数がちょっとどういうふうに言ったらええのかな。第2章の2ページ、トータルのページ数で書いてあるかな。

（「第2章、これ全部通し……」と呼ぶ者あり）

○委員（稲石義一） 第2章の2ページ、SNS、これのツイッターとかフェイスブックとかラインとかと言うやんか。今よくそういうようなもので情報交換されているんですけども、これについてちょっと説明してほしいんです。情報伝達システム、特徴についてという、今の情報伝達システムの現状についてと、先ほど同報系とかいろいろ説明してもらったけれども、その中の今、ツイッターとかフェイスブックとか、こういうようなものについてはどういうものなんやというのをちょっと説明してもらえますか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） ご質問にお答えしたいと思います。

SNS、ツイッターでありますとかフェイスブックでございます。こちらにつきましては、登録制の情報伝達ということで、実際、近隣の市町でも、ツイッターなりフェイスブックを通じた情報伝達をされている自治体もございます。

基本的には、情報伝達の種類としましては、プッシュ型とプル型と呼ばれるものがございまして、プッシュ型というのは、行政のほうから一方的に送るシステムで、プル型というのは、利用者が登録なり取り出すほうの形態となっております。いわゆるSNS

につきましてはプル型ということで、現在でしたら若年層に限らず高齢者、ある程度の高齢者まで、そういったツイッターなりフェイスブックを利用されている方もたくさんおられるかと思うんですけれども、できるだけ全住民さんにご利用いただける情報伝達手段を重きに置いて、先ほど説明させていただいた情報伝達ツールを考えておりました、副議長おっしゃるとおり、こういったSNSも一つの情報伝達として、今後研究検討して、どういった方法ができるのかということも考えていきたいというふうには思っています。

いずれにいたしましても、情報伝達は複数で、できるだけ広範囲、多くの人に伝わるのが一番であると私どものほうも考えておりますので、いろんな手段を用いていきたいというふうに今後も考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 検討するときに、いろんなシステムを一つで全部いけたら一番いいんですけれども、費用対効果の問題もあるでしょうね。これを検討するに於ける視点、費用対効果もあるでしょうけれども、やっぱり安心・安全ということですから、安全に確実に、まあいったら迅速に一斉に広くというのが一番いいんですけれども、これ見てみますと、コストも関係するということになれば一長一短があるのかなというふうに思います。

ただ、先ほどの携帯電話を利用したいろんなこのSNSのこういった分については、若年層ではもう一般的なものやということになっとるんで、その手を使わな。これからはどんどんこっちのほう広がって行って、主流になる時代が必ずやってくると、それを使わんと、ほかの手段をお年寄りがこんなんが苦手やからとかいってやってしまうと、結構あと10年もすれば、せっかくつくったシステムが使われなくなったり、時代にマッチしておらない。これからの先はこういうものがそういったツールになるのではないかなということ予測しながらやっていく必要があると思うんで、やっぱりそういうときに防災の情報の伝達手段としては、そういう若い人の声なんかも十分反映させながら検討していく必要があると私は思っていますので、その辺も十分留意しながら進めていただきたいなというふうに思います。

これは質問なんですけれども、これ基本構想、基本計画をまとめられて、その分の最終的なまとめは年度的にはいつやられて、実際、実践に向けてはどのような取り組みをされるのか、ちょっとそれだけ聞いておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますけれども、整備基本構想（案）ということで、前にも見ていただいている中で、今現在システムの一覧についてこういう方法があるんでいうことを説明させていただいたところでございまして、整備の基本構想がまとまりましたら、冊子を議会のほうにも見ていただくべく出していきたいというふうに思っております。

また、あわせて、これによりまして来年度以降こういったところができるのかということで、前にも議会のほうからもご指摘いただいているように、緊急の課題というようにも認識しておりますので、来年度にはどういった形の方針の実施的な計画ができるのかなというようにも今思っておりますので、構想がまとまり次第、議会のほうにお示しをしていきたいというようにも思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） だから、これは今年度の事業でまとめをやる。今年度事業でということで3月末までにまとめをやるということで理解して、次年度以降の実施に向けては、それについての実践、予算化も含めてどんなことをやっていくかというのはまた別のお話で、次年度以降の問題ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご指摘のあったとおりでございます。ただ、まとめのほうは予算の関係もございまして、12月議会の常任委員会の開会中のときに、基本構想のまとめが議会のほうに報告できたらなというように思っておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、次に、平成27年度宇治田原町防災訓練の総括について報告を求めます。清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） それでは、平成27年度宇治田原町総合防災訓練の総括についてご説明申し上げます。

去る11月8日に実施いたしました防災訓練につきましては、雨の中にもかかわらず、議員の皆様方にはご参加をいただき、まことにありがとうございました。

それでは、お手元の資料によりましてご説明をさせていただきます。

1つ目、時間のほうにつきましては、天候の影響によりまして視界不良で、残念ながらドクターヘリのほうが飛ばなかったこともございまして、若干終了時間が早まったところでございます。

天候は、先ほども申し上げましたとおり、雨でございました。

また、3番目の参加機関、また人員につきましては、まず、高尾自主防災会につきましては10名、郷之口自主防災会は消防団郷之口支援隊を含めまして220名、荒木自主防災会は荒木キッズ防火隊を含めまして189名、宇治田原町消防団31名、京田辺市消防署宇治田原分署15名、陸上自衛隊大久保駐屯地第102施設器材隊が6名と、岐阜県揖斐郡池田町が3名、ご来賓の方々につきましては31名、町職員が33名で、合計で538名の参加で実施したところでございます。

続きまして、訓練の内容についてでございます。

まず、(1)番としまして広報訓練、これにつきましては防災訓練の事前告知といたしまして、郷之口、荒木の消防団各支部、また町広報車で広報を半時間、8時半から9時の間で実施したところでございます。

(2)避難情報伝達訓練につきましては、緊急速報メール(NTT、ソフトバンク、au)と安心安全メール、それから消防団各支部によりましてサイレンの吹鳴を行っていただいたところです。

(3)の避難・誘導訓練につきましては、高尾、郷之口、荒木の各自主防災会と町職員が各ポイントに立ちまして避難・誘導訓練を実施したところでございます。

(4)避難所移送訓練でございます。こちらにつきましては、陸上自衛隊のほうにお願いをいたしまして、少し田原小学校から離れております高尾区民の方につきましては、自衛隊の車両、自衛隊のトラックでございますけれども、こちらによりまして高尾地区から田原小学校まで移送のほうを自衛隊により行っていただいたところでございます。

(5)番、避難所開設訓練でございます。こちらにつきましては、郷之口自主防災会応急対策班というのを組織されておまして、この方々によりまして田原小学校の体育館の中に避難所を迅速に開設いただいたところでございます。

(6)番、被害状況の収集訓練につきましては、消防団各支部が被害状況を確認し、無線により報告をしていただいております。

(7)番、応急救護訓練、こちらにつきましては、田小の体育館会場内に設けました救護所によりまして、負傷者への応急救護を町の保健師が分署の方に指導を受けまして実施させていただいたところでございます。

それから、(8)番、避難所運営訓練です。こちらにつきましては、避難をされて来られた方に避難者名簿、避難者のカードを書いていただいて作成をいただき、また、自主防災の会長さんから、避難をされてきた方の人員報告等を行っていただいたところでございます。

(9)番、救援物資搬送訓練でございます。先ほども言いましたけれども、岐阜県の池田町から3名の方が来ていただきまして、町長に救援物資を搬送したという報告をしていただいた後、避難されている住民参加でのバケツリレーによる救援物資を物資置き場まで、体育館の中で搬送する訓練を行っていただいたところでございます。

(10)番、倒壊家屋からの救出訓練、こちらにつきましては、田原小学校グラウンドにおきまして、あらかじめ設置しておりました倒壊家屋におきまして、町消防団と京田辺消防署宇治田原分署が連携をいたしまして、中におられる人命の検索なり救助ということで訓練をしていただいたところでございます。

(11)番でございます。救急搬送訓練、当初、重篤な負傷者がおられるということで、ドクターヘリを要請して救急搬送する予定でございましたが、視界不良によりましてドクターヘリのほうが飛行不可となりましたことから、救急車により搬送を行っていただいたところでございます。

5番の訓練結果でございます。

まず、1番目としまして、この日も3年連続にはなりませんけれども、大変な雨天でございましたけれども、雨天にもかかわらず、多くの住民の方に参加をしていただき実施できたところでございます。

2番といたしまして、できるだけ住民が訓練に積極的に参加ということで目指してきたわけでございますけれども、そういった意味で積極的に参加をしていただきまして、避難所の開設、救援物資のバケツリレーなど、災害時に避難者が協力をし合うということの大切さを、住民の皆さん、避難をされている方として、そういう協力し合うことの大切さを知ってもらうよい機会になったのではないかとこのように考えているところでございます。

3番といたしまして、反省も込めまして、こういった大災害が起こった際は、田原小学校の体育館だけではスペースに限界があるということがわかりましたので、体育館だけでなく校舎等も利用するなど、避難者の規模によりましては受け入れ体制を今後も十分考えていく必要があるのではないかとこのように思ったところでございます。

今後、今回の防災訓練を十分に検証検討いたしまして、次回の防災訓練に向けまして、

議会のご意見を十分お聞きする中で、本町の防災力の充実強化につながるよう努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 前日も言いましたですけれども、この総合防災訓練という総合という名前がついてあるんで、地域ごとにやられるんじゃないんで小学校区単位ぐらいでやっていただきたいというのが初期の私からの提案でございまして、1回、2回目は小学校区でやっていただいたんですけれども、それをまた2つに分割されたら機会が半分になってしまうんで、4年に一遍みたいな形になるんで、これはもとに戻していただきたいというのが1つです。

それと、先ほどの地域防災計画の中にあるんですけれども、災害時の自治体間の相互応援、池田町と5月に締結されて、一日も早くマニュアル書をつくってくださいよと言うておったら、ちょうどこの中に先ほどの地域防災計画の中に出てきよるんですな。相互応援の支援計画と受援計画の充実という項があって、充実やさかい、もともとこれせんらんのですな、相互協定を結んだら。それをさらに充実して深めなさいよということが今回の改正の趣旨ですんでね、一日も早く災害相互応援協定を結んだ池田町との受け入れの部分と、こちらから行く場合の支援の計画をきちっと、相手さんがあることですので相手さんとも十分協議しながらやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。これ、2点ですね。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問にお答えしていきたいと思えます。

まず、総合防災訓練の総括について、今、説明させていただいたところでございますけれども、ご指摘いただいたように最近、昨今、特に今年度、国土交通省との協定とかいろんなものもやってきておりますので、来年度は総合的な大きい訓練ができるように考えていきたいというように思っております。

また、2つ目の以前からご指摘いただいておりますマニュアルでございましてけれども、もちろん副議長がおっしゃる以前から、そういうようにはなっていたものの、早急に詰めていかなければならないというように考えております。それとあわせて、ほかにも、前にもご指摘いただきましたように宇治田原町の隣接の京都府内は応援協定が結べておりますけれども、滋賀県側と今現在、協議のほうを進めておりますので、できるだけ早く

しながらしっかりと支援計画をつくっていきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかに。上林委員。

○委員（上林昌三） ちょっと素朴な質問、毎度でございますが。ドクターヘリが、11月8日のあの程度の天候で視界不良で来られないという結果になったわけですが、実際、訓練のときも雨でした。でありますけれども、有事のときに、あれ以上に悪天候も想像できるわけですね。あの程度で来られないというのは、実際、有事のときにはドクターヘリは使えないというふうに思うのか、それとも、当日、ほかの理由も兼ねて来られなくなったのか、正直なところどんなぐあいですか。あれもうだめになったんですか。本当に天候が悪かったというので、あの程度でヘリが飛んで来られなかったというか、真相を聞きたいと思います。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの上林委員のご質問でございますけれども、ドクターヘリの中で、京滋のほうまで滋賀県の栗東に済生会病院の屋上に今あるのが4月28日から運行スタートということで、5月に訓練飛行していただいたというようところでございます。そうした中でドクターヘリは、日常的には朝の8時半から日没まで、この間は飛びますよということになっていきますので、夜間は来ないということなんでございます。

たまたま11月8日の日は、雨天で非常にあれぐらいのというようなことでございまして、もともとお願いをしておりましたのが滋賀県の済生会病院の上にあるドクターヘリでございますので、滋賀県側のほうの飛ぶところが非常に視界が悪いということと言われております。その前日に、たまたま高尾地域で重篤な事故がありましてドクターヘリが実際来たわけございまして、住民の中には、前日来たさかいもうきょうは来いひんのかなというようなお声もあったところなんですけれども、決してそうじゃなく、宇治田原の視界は案外、今おっしゃったようにいいわけございまして、ただ、滋賀県側のお願いをしておりましたところが非常に視界が悪いということで飛べないということを受けましたので、非常に訓練には参加いただけなかったんですけれども。

日常的には関西広域連合の中で6機ヘリコプターがございまして、状況によったらどこのヘリが来ていただけるのかなというふうに思いますけれども、今、滋賀県のほう

にある以前は、大阪の阪大病院のところであったところが来ていただくということになっておりましたけれども、距離のほうが非常に時間的にかかりますので、済生会病院でしたら10分で来てもらえるということになっておまして、訓練の当日、そういった滋賀県側の悪天候により来られなくなったということでご理解をいただきたいというように思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。

○委員（上林昌三） はい。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、総務課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、税務・会計課所管の軽自動車課税事務共同化の概要について当局の説明を求めます。馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） ご苦労さまでございます。

それでは、事前にお配りさせていただいております資料に基づきまして、軽自動車税課税事務共同化の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

これまで京都地方税機構におきましては、徴収業務、法人税業務につきまして、京都市を除く府下25市町村及び京都府が共同で事務を進めてまいりましたが、平成28年度より軽自動車課税事務の共同化を行おうとするものでございます。

資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、1、共同化の概要でございます。

共同化の概要、（1）地方税機構業務ですが、これまで構成団体が行ってまいりました申告書のデータ化を平成28年4月からは地方税機構が行い、構成団体へデータを提供いたします。申告書の受け付け、申請業務等におきましては、新税の創設も踏まえ、より効率的に実施できるよう見直すこととされているところでございます。これは、自動車取得税廃止後、29年3月で廃止をされますが、にかわる新税創設の内容が現時点では不透明でありますことから、それが明確となる来年度以降に整理を図るとされているところでございます。

次に、（2）構成団体業務でございますが、まず、申告書の受け付け審査、地方税機構に移管されるまでの間は、構成団体が引き続き実施、これにつきましては、実質的には現在任意団体の京都地方税協議会が実施しておるところでございますけれども、この業務、また意思決定（税額決定、減免、不服申し立て等）、あわせまして収納業務（収納管理、還付充当、納税証明等）となるものでございます。

2、（1）共同化の体制等（平成28年度）につきましては、職員1名を現行体制の中から捻出し、受付業務の共同化時には再整理することとされているところでございます。

経費及び分担の方法（平成28年度）、（1）経費でございますが、約2,000万円で、業務量から試算した現行経費約5,000万円に比べて約3,000万円の削減効果が見込まれることとしております。なお、本町の共通経費の現行経費は、表の右下にも書いておりますけれども、120万円と試算をしているところでございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、経費の分担方法でございますが、個別の構成団体のみに起因する経費につきましては、それぞれの団体が負担することとされており、共通経費につきましては、現行の経費分担方法の考えを基本といたしまして、基本負担額5%、人口割額47.5%、申告書等処理件数割額47.5%の6分の5、課税台数割額、原付等を除きますが47.5%の6分の1で算定されることとなります。これに従いまして本町の負担額を算定いたしますと、共通経費が19万4,000円、共通経費外、申告書郵送の経費等でございますが、これが4万円となるところでございます。先ほど申し上げました共通経費の現行経費の試算額、宇治田原町分が約127万円でございますので、これと比較をいたしましてもかなりの経費削減が見込まれると思っております。

4、（1）規約の変更でございます。これらの事務を京都地方税機構が行うためには、京都地方税機構の規約を変更することが必要となってまいります。規約を変更するには、各構成団体の議会の議決及び総務大臣の許可が必要でございます。つきましては、次期12月議会定例会におきまして、広域連合が処理する事務、広域連合が作成する広域計画の項目及び広域連合の経費の支弁の方法についてに改正を加えました京都地方税機構規約の変更についての議案を提出させていただきたいと考えておるところでございます。

（2）でございますが、共同化業務のうち受付業務等につきましては、機構での業務内容が明確化した時点、28年度中を目途に規約の追加変更を行う予定といたしております。

5、今後の予定でございますが、12月に各構成団体の規約変更の議決、翌年28年1月に総務大臣への規約変更許可申請、2月に規約変更許可申請の許可、機構の2月定例会で広域計画の変更、4月より申告書のデータ化という予定となっております。

それでは、ページを1枚おめくりいただけますでしょうか。少しフロー図を参考に補足説明をさせていただきたいと思っております。

資料のほう、横向きになっておりますけれども、まず、左下の現行でございますけれ

ども、運輸支局内にあります京都地方税務協議会、実質的には構成団体が運営をいたしておりますけれども、が申告書の受け付け、審査を行い、申告書を紙ベースで各構成団体に送付いたしております。市町村では、その申告書をもとにコンピューターにデータ入力を日々行っておるところでございます。その後、意思決定（賦課決定、減免、不服申し立て等）、収納業務（収納管理、還付充当、納税証明等）の業務に対応しておるところでございます。

真ん中の平成28年度では、現行と同じく申告書の受け付け、審査は京都地方税務協議会で行いますが、京都地方税機構の組織として、仮称でございますが自動車関係税申告センターを設所いたしまして、申告書のデータ化を行い、各構成団体の電子データを提供します。よって、構成団体では申告書のデータ入力を行う必要がなくなり、事務の軽減が図られるところでございます。

一番右の平成29年度以降でございますが、（仮称）自動車関係税申告センターで申告書の受け付け、審査及び申告書のデータ化を行いまして、各構成団体に電子データを提供いたします。なお、あわせて自動車取得税にかわる新税の対応は、現時点で不透明なところでございますが、それらへの対応も生じることが予測されるところでございます。

すみません、1ページ、資料をおめくりいただけますでしょうか。こちらもA4の横長の資料、横向きの資料となっております。

左側の軽自動車税申告書処理件数ですが、原付1種から小型特殊までは、市町村に申告書が提出されてまいりますので、市町村のほうで処理をいたしております。軽二輪からボートトレーラーは京都地方税務協議会に申告書が提出され、平成25年では約1,266件がありますが、この分が共同化により事務が行われることとなるものでございます。

1枚ページをおめくりいただきまして、先ほどご説明をさせていただきました次期12月議会定例会におきまして議案提出を予定させていただいております京都地方税機構規約の変更についての例示でございます。これにつきましてははごらんおきいただければというふうに存じるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 結局今のでいえば、自前でやってる分の移動処理分、このページでいえば340件は従来どおり町でやりますよと、地方税務協議会で申告を受け付けてや

っていただいて、審査していただいていた1,266件については、今までは紙でもらっていたやつをデータ処理した後でもらいますと。今からいえば、340件のデータは、移動処理分は町に来るんで、町でデータ化して入力して課税しとったということですね。今度からは1,266件、いけば4倍ぐらいのやつはデータで来るんで、その省略化はできますよと、こういうことを言ったはるんやね。その負担割合でいえば、127万円かかっておったやつが23万4,000円になりますよということをおっしゃっているんですけども、このもともと5,000万円かかっていたやつが2,000万円ぐらいになりますよということ言うてはるねんね、これ。今現行、25の京都府内の市町村で軽自の協議会が受け付けしている分の経費が5,000万円かかっていますよと、こういうことですね。それでよろしいですか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） ご答弁申し上げます。

各市町村、構成団体が、この申告書のデータ入力に要している額が約5,000万円ということでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これ先ほど、人口割やいろいろあって、申告書の負担方法について、申告書等の処理件数と課税台数割合とか割額とかいうのがあって、それから見とったら宇治田原町の1万人みたいなもので、全体の25からいったら知れてあるし、台数なんかも今言っているように、台数というか1,266件やわな、これ、全体的に何ぼ移動あってんなというふうに考えたら一番よくわかるわな。その何パーセントぐらいがあつて、127万円がほんまに合っているのかどうかという検証もしないとならんでね。これ127万円の25倍、同じ台数やとしたら3,000万円ちょっとやんか、これ、25倍したら。3,100万円ぐらいやな。だから、ほかの自治体といったらもっと大きいんで、それでほんまに127万円と5,000万円の比率いうのは合っているのかというのは検証してくれているのか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） これにつきましては、本町が軽自のこの事務にかかわります事務量を地方税機構のほうに提出いたしまして、京都府の人件費の平均で算出した額が127万円というふうに聞いておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） その他の団体も全部足し上がって5,000万円にしとるんやと思

うんやけれども、ほんまにそうかいなと思ったら普通、疑問持つわな。それはええわ、疑問持つんやったらまた聞いといてくれたら、それでいいんでね。

それと、今の分担方法で、この全体でかかる今の2,000万円をこの割合でやりましょうかと、入力だけの話やから件数割やわな、これ、人件費やからね。それで消耗品なんかも要るかどうか知りませんよ。

だから、これは基本負担額と人口割額というのが何で出てきよるのかなと。この負担割合を算出する方法として、その基本負担額と人口割額というのが、後ろのほう、この申告書の数とかその入力の課税額やらでやっていくというのはわからんことはないけれども、それはどういう根拠において、こういう今までの法人税割とかと同じやという説明は、この前ちょっと聞かせてもらいに行ったときには説明があつたんやけれども、その折に、これどういう話し合いでこういう前の2つが出てきたのか、これ不思議に思うでしょう。共通割とかそんなのあってもええねんけれども、全体としては共通経費やがあるからね。そやけど、今回は軽自のその部分のデータだけの入力やから、件数が1万人あつたら、それぞれの市町村にデータ何件ずつやというふうに割つたら、総額をその件数割で割つたら一番わかりやすい。人口割やら基本負担額やら出てきよつたらおかしいやんか。その辺は今までの方法も含めて、どういう説明を受けてはるのかなと。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 負担区分の方法でございますけれども、軽自動車税課税事務の経費負担につきましては、現行の他の機構業務、滞納整理、法人関係でございますけれども、の負担割合を基本としつつ、軽自動車税の業務を踏まえたものとしているところでございます。

負担金につきましては、基本負担額、人口割額、申告書等処理件数割額、課税台数割額の4つの区分で案分されているというふうにご説明をさせていただいたところでございますけれども、基本負担額は団体の規模や団体ごとの業務処理量にかかわらず均衡に負担をしていくと。人口割額は、団体の規模を考慮した負担となっているところでございまして、また、申告書を処理件数割額は、団体ごとの業務処理量に応じた負担となっており、また、課税台数割額は、処理した業務結果の税込規模に応じた負担としているところでございます。このうち基本負担額は、経費負担の5%、人口割の47.5%としておりますが、これらの負担区分の割合は、機構の他の業務と同様でございまして、残り47.5%のうち、処理件数の6分の5相当、賦課税台数の6分の1相当としたのは、申告書のデータ業務に当たって、議員もご指摘のとおり、申告書の処理件数が最も

業務量に影響を与えるということから考えられたこととございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、それで、これ1,950万円の内訳を聞いたら一番よくわかるねんけれども、1,950万円がどういう費用で構成されているということで、例えば業務委託で対応しますよと、申告のデータ化はパンチャーに打たすんやといたら、それは委託料でわかるんやな。それが1,950万円なんか、ほかの共通経費みたいなものがあるのかどうかわからんけれども、だからその共通経費の部分は抜き出して、基本負担額25で割ったらええやん、25団体で。人口で割るというのはもう一つよくわからんけれども、応益割としたら人口みたいなのは関係あらへんから、共通経費の中の一定、平等に負担しやんならん部分ももし出ていたら25で割ったらええし、後はその47.5が出てきたんやったら、それは件数割だけでええんやけれども、人口割が47.5も出てきよるといことはどういうことかいなと。さっきからいったら、それからいったら127万円の部分掛ける25団体で3,000万円やのに、それからいっただらもつごつようなもんが出てくるところが余計に負担しやんならんということになるからね。だから、127万円もかかってあるのに、この積算でいったら宇治田原がほんまめちゃくちゃ得しているのや、これでいったら。そんなんでほかの団体が黙っておるのかどうか知らんけれども、それは何で、どういう理由でこういう負担割合が出てきたというのは、今回の軽自の抜き出した分だけをやったら、この負担割合方法というのは団体間の不公平感が出てくるん違うかなと思うんでね。得するのは得するんで、これでやったら、人口小さいのやから。47.5もほんま得するのやから。その分を人口で割るんやからね、せやけれども、そんなんでほかの団体が黙っとるのかなというふうに思ったんで、また一遍、整理しておいていただきたいなというふうに思いますのと。

先ほどのこれは検討してほしいなというのは、先ほどのこの表でいったら1,260、毎年の移動が全部で1,600あるけれども、340と1,266に分かれますよと。

340は、こまい話やけれども、自前でずっと引き続きやっついていかならんということなんやけれども。こんなんも一切合財もう全部、仮称何々何やというところに渡すというようなことはできへんのかいな。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） すみません、以前にも副議長のほうからそのようなお話を伺っておりまして、ちょっと私のほうでも整理してみたんですけれども、この宇治田原町で受け付ける分につきまして、宇治田原町のナンバーでございますけれ

ども、ナンバーを交付いたしまして、そのときに標識交付証明というのを同時に交付する必要がございます。その標識交付証明をもう既に電算でやっておりますので、その分について、地方税機構のほうには持っていけないという事情がございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それは、その標識の分は、どこの市町村も、25団体とも自前でシステム化して入れているということですか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そしたら、ちょっと結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） 1件だけ、これ先ほどから経費の問題で議論して、質疑で出ているんですけれども、この5,000万円、現行5,000万円要ったということなんですけれども、税機構の負担がそこに発生するということやね。5,000万円そのものが減るわけじゃないわね、全体としては。その辺どうなんですか。何かこうすることによって、特別何か全体として減っているわけですか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 各構成団体の業務量から経費を算出しますと5,000万円程度かかっていたらと。それを共同にいたしますと2,000万円で済むと、全体で3,000万円の削減効果があるということでございます。

○委員長（谷口重和） 安本委員。

○委員（安本 修） ということは、全体としてはそしたらもう5,000万円、こういうふうに例えば税機構にしても必要ないということになるわけですね。

心配するのは、今うちの今度の負担分も減るのはいいことだと思うんですけれども、そのことによって、税機構の結局は負担分がそこに発生する。税機構には、全体として負担を我々もしているんでね、ここも町もね。それがどうなんかという心配と、やっぱりそういうことによって将来にわたって、この29年以降、これも含めて町の負担がふえていくんじゃないかなという、そこも全体として税機構の負担を町もしているんで、その辺の負担はどうなるのかということです。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 確かに29年度以降につきましては不透明

な部分もございますが、共同化でやる以上、個々でやるより経費の削減効果はあらわれるものと思っておりますし、ここで2,000万円と試算している額については、大きく動く数値ではないというふうに思っております。

○委員長（谷口重和） 安本委員。

○委員（安本 修） そういう点では、税機構にわざわざ持っていかなくても、今の陸運局ですか、今やっている部分で紙ベースの部分をデータ化さえしてもらえばいけるんじゃないかというふうに思うんで、それは私ども素人でわかりませんが、その辺どうでしょうかね。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 現在は、京都地方税機構のほうで受け付けをしておりますが、ここでの業務は自動車取得税、府税、こちらと軽自動車税の申告書の受け付けを行っております。自動車取得税のほうが28年をもって終了いたしますので、実質的に残るのは軽自動車税業務となっております。そういったことから、地方税機構のほうは肩がわりをいたしまして、統一で経費削減を行っていくとするものでございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、税務・会計課所管事項報告の質疑を終了いたします。

これで、日程第1、各課所管事項報告を終了いたします。

次に、日程第2、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何か。課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 恐れ入ります。私のほうから、マイナンバー制度に伴います通知カードの発送につきましてご報告を申し上げたいと存じます。

本件につきましては、私ども戸籍・保険課のほうを担当させていただいておりますけれども、この件につきまして、本委員会にはマイナンバー総括担当をしております企画・財政課のほうからちょっとご報告だけ申し上げたいと存じます。

先ほど開会の折、副町長が申し上げましたように、全国で10月から発送が始まっておりますマイナンバーの通知カードでございますが、本町におきましてはようやく通知

がまいりまして、去る11月21日に京都の中央郵便局に国から到着いたしまして、22日には郷ノ口郵便局に到着したということで、以降、郷ノ口郵便局のほうで町内の発送作業を進めていただいておりますのでございまして、二、三日程度で全部配達できるのではないかと。確かにもう昨日、例えば郷之口あたりで到着したというような情報も聞き及んでおりますが、約二、三日程度ということで、あす、あさって程度には町内発送がしていただけるのではないかと考えておるところでございます。

ちなみにちょっと今後の流れでございますけれども、このカードというのは世帯単位で簡易書留郵便で送付されます。そして、各家庭に配付されるわけでございますけれども、実際に受け取りいただけなかった場合、不在等で受け取りいただけなかった場合は、郵便局のほうで原則1週間保管していただくことになります。この1週間の中に再度郵便局にご連絡いただければ、郵便局のほうをご自宅のほうまで発送していただくことも可能ですし、郵便局のほうにおとりに行っていただいても結構というような流れになってございます。

そして、それでもまだ結局配ることができなかつた通知カードにつきましては、当該市区町村、本町ですと本町のほうに返還されまして、一定期間、3カ月程度町役場のほうで保管することになります。この3カ月間の間にもしそういうおとりいただけない場合、役場のほうにとりにお越しいただくというような形になるんですけれども、この3カ月間の中で、町のほうといたしましても全戸、全部配付できるよういろんな手だて等とりまして配布のほうに努めたいというように考えておるところでございますので、報告とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。事務局からありませんか。

（「今のやつで質問してもええのかな」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 報告、説明だけ。奥谷課長。

（「はい、ですから中身でしたらちょっとお聞きして」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 質問受けへんねん。

（「いや、せやけれども、その他の欄の報告事項については今までやりとりはあったと思うんやけれどもね」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） その町で3カ月保管するという分について、それ初耳なんや、私らね。それで、国が作成して中央郵便局に送ると。これは都道府県どこでもそれをやっておって、きのうぐらいに郷之口ぐらいが配られているねんね。遅いなというのがあって、

ただ1週間、留守宅やと1週間郵便局に保管と、3カ月で町でということで、その辺の周知方法みたいなものは、留守やったらこうです、こうなったら町で保管していますので、とりに来ていただいた方には配布します、本人確認してとかね、その辺は町民の窓やらで周知できているんかいな。ちょっと町でどうのこうのというのは初耳やったんで、それで、今言われた町のほうで配布方、努めていくということやけれども、どうすんのかね、どういう手法でやるのかというのは、具体的にわかるとるんですかね。

○委員長（谷口重和） 説明できる範囲で、奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） すみません、ちょっと私のほうでどこまで説明できるかなんですが、今申し上げた内容も総務省のホームページに載っている中身を申し上げたんですけれども、そこに書いております中身によりますと、通知カードを受け取れなかった場合の再配達等の方法の詳細については、投函された不在配達通知書、これは番号カード専用の不在配達通知書というものらしいんですけれども、そちらのほうにどういう形で受け取れるかというような形で書かれているということで聞いております。

それプラス、副議長おっしゃいましたような町独自の周知方法につきましては、ちょっとまた戸籍・保険課のほうとも調整いたしまして、住民の方々にご迷惑のかかることのないよう、そのあたりの徹底もしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。事務局からありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、日程第2、その他について終了いたします。

（「ちょっと町のほうから1つだけ」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） 連絡事項で所管の委員会に報告していきたいと思いますが、まず、11月2日にJAの宇治田原町支店さんと災害時の避難所としての協定を結ばせていただきました。

また、きょう、地域防災計画の中身、いろいろとしていただいた中、今後11月29日には立川区と湯屋谷地区が防災訓練をされるというふうに聞いております。

また、岩山区においては来年1月11日、それから禅定寺区については1月31日に防災訓練をするということで聞いておりますので、また所管の委員会のほうに報告をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 本日は、総務課、税務・会計課の所管事項報告を受けたところ
あります。12月定例会におきましても付託議案が多くあるように聞いておりますが、
各議案において的確な説明に努めていただくようお願いしておきます。

なお、委員会は定期的を開催することを基本としておりますことから、委員各位、ま
た地方当局におかれましても、よろしく願いいたします。

以上で本日の総務産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時18分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務産業常任委員会委員長 谷 口 重 和